

避難所の運営

～皆さんの力が必要です～

大規模な災害が発生した場合、住宅の全半壊やライフラインの途絶などにより多くの市民が避難を余儀なくされ、避難所に避難することになります。避難所では、避難者による共同生活を営むことになります。避難所の運営は、開設当初は派遣された市職員を中心に行いますが、**その後の運営等は自主防災組織(町会)などの地域の方々や避難者に引き継ぐものとしています。**ここでは、派遣された市職員、自主防災組織や地域住民、避難者、施設管理者などが、どのように避難所を運営していくのかという事項についてまとめました。



災害への備え

避難所は、避難者（地域住民）主体の運営を基本とします。

避難所の開設期間が長期となる場合、災害対応による市職員の人員不足等により、市だけでの運営が困難となるため、避難所運営委員会を立ち上げ、自主運営体制に移行します。避難者のストレスや衛生面でのケアが特に重要です。市職員と連携した、プライバシーや日常生活の確保、健康相談の実施など、心と体のケアも必要です。



避難所運営の体制づくり（避難所運営委員会）

避難所では、生活に必要なさまざまな活動を行うため、活動班を設置します。この活動班は避難者の皆さんにより組織されるもので、以下のような活動を行います。避難所運営委員会は、委員長、副委員長、各班の班長をはじめ、市職員、施設管理者、地域の関連団体(民生委員・児童委員など)を加えて構成します。

班名	活動項目	活動内容
総務班	運営委員会事務局	委員会会議や記録の作成、各班との調整
	避難所管理	来客者・マスコミ対応、居住スペースの調整
名簿班	名簿作成	避難者名簿の作成
	問合せ対応	避難者の安否確認等の対応
情報広報班	情報の受発信	災害対策本部への報告・要請 避難者への情報伝達
食料物資班	食料・水の管理	必要な食料・水の管理、不足食料の要請
	物資の管理・配給	物資の在庫等の適正管理
救護班	救護・支援	傷病者の把握、けが人への応急手当、要配慮者の支援
	健康状態の把握	医療機関の開設状況の把握、健康相談窓口等の設置
衛生班	トイレの確保	トイレの確認、仮設トイレの設置要請
	生活用水の確保	生活用水(飲料水以外)の確保
	ペット対応	屋外飼育スペースの確保、飼い主へのルール周知
	衛生環境の整備	ごみ集積場の設置、避難所の衛生管理

避難所は、避難者を一時的に受け入れる施設です。

避難所として使用する施設は、本来別の用途があるため、避難者の受入れは一時的なもので、自宅に戻ることでできる方や仮設住宅などへの受入れが決まった方には退所をしていただき、施設本来の用途の回復を目指します。

避難所運営には皆さんの協力が欠かせません。

避難所の生活が長期間にわたる場合は、避難者の帰宅等が進み、自主防災組織(町会)を中心とした活動が困難になることから、避難所運営委員会は避難を継続する方が中心となって組織的に運営します。